

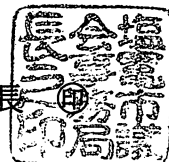
様式第3号（第4条関係）

塩竈市議会一般会議報告書

令和5年3月30日

塩竈市議会議長 阿部 かほる 殿

塩竈市議会事務局長



開催日時	令和5年2月21日（火）午前10時00分～11時10分
開催場所	北側委員会室
会議の議題	消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書提出についての請願及び同制度実施に伴う市内事業者への影響について
出席議員名	塩竈市議会 総務教育常任委員会 委員長 鎌田 礼二 副委員長 菅原 善幸 委員 阿部 かほる 委員 小高 洋利 委員 土見 大介 委員 志賀 勝利 塩竈市議会 副議長 山本 進
参加関係団体等名	塩釜民主商工会 事務局長 鈴木 正義 婦人部長 久保 恵美 事務局員 岩丸 春香
参加団体等の人数	3 人
傍聴人数	3 人

発言者名	主な発言要旨等
<p>総務教育常任委員</p> <p>塩釜民主商工会</p>	<p>1. 挨拶 開会に先立ち、議長より挨拶があった。</p> <p>2. 座長選出 委員長を座長に選出した。</p> <p>3. 開会 座長より、開会が宣言された。</p> <p>4. 出席者紹介 鈴木事務局長より、塩釜民主商工会の出席者の紹介が行われた。座長より、塩竈市議会総務教育常任委員及び塩竈市議会副議長の紹介を行った。</p> <p>5. ご挨拶 鈴木事務局長より挨拶があった。概要は以下の通り。</p> <p>本日はインボイス制度における中小企業の立場をご理解いただき、請願を採択して意見書を提出されるようぜひ検討していただきたい。</p> <p>6. 意見交換 発言の概要は以下の通り。また、塩釜民主商工会より資料を配布したい旨の申し出があったことから、これを許可し、資料の配布を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずはなぜ実施延期を求めるのか、塩釜民主商工会の考えを伺いたい。 ・インボイス制度の実施延期を求める理由であるが、免税事業者といわれる売上1千万円以下の事業者のなかには個人事業主も多く、インボイス制度の実施により事務手続きが煩雑化する。

<p>総務教育常任委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度に登録することで納税義務が発生するため、収入が低い事業者にとっては経済上の負担が大きい。 ・インボイス制度によって影響を受ける対象事業者数など調査はされているか。
<p>塩釜民主商工会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる業種が多岐にわたり、膨大な数の事業者が該当となることから、正確な数までは税務当局でも把握できていない。
<p>総務教育常任委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度の導入により、免税事業者あるいは課税事業者にとって具体的にどのような影響があるか。
<p>塩釜民主商工会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度での帳簿の作成においては、1つの項目に対し、最大5つの区分が必要となる。具体的にはインボイスを発行している8%及び10%の課税仕入れ、インボイス未発行の8%及び10%の課税仕入れ、非課税分である。塩釜民主商工会の会員には、経理業務などの専門的な知識を持たない個人事業主も多くいるため、事務手続きを理解できず、対応に苦慮している状況が散見されている。 ・売上1千万円以下の事業者にとっては、新たな税負担が課される。 ・課税事業者側としては、取引業者に対してインボイス制度に登録するかどうかの意向を確認することは、これまでの付き合いもあることから配慮が必要となるため聞き取りしづらい。 ・高齢な方々のなかには、制度が理解できず、パソコンなどが扱えない方もおり、廃業するという話しも聞いている。また、健康維持という目的で商売している高齢な方にとっては、廃業により生きがい失われ、認知症などに陥ることも懸念される。
<p>総務教育常任委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免税事業者に対し、消費税分の切り捨て予告連絡があった事例について紹介いただきたい。

塩釜民主商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・電話や口頭では、インボイス制度の登録をしなければ消費税分を切り捨てるとの連絡や、3月末までに登録するようとの連絡を受けている。 ・文書ではアンケート形式でインボイス制度の登録の有無を聞き取りする内容が送付されてきている。
総務教育常任委員	<ul style="list-style-type: none"> ・塩釜民主商工会の配布資料のなかで、インボイス制度のアンケート調査を実施し、34事業者から回答があったとのことだが、アンケートをお願いした事業者の全数について伺いたい。
塩釜民主商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所に来所された事業者の方に配布しており、全数は34事業者である。
総務教育常任委員	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果からは、インボイス制度の実施の有無以前に、制度内容の理解が進んでいないように見受けられる。また、請願の趣旨は、制度の実施延期であるが、率直なところ実施してほしいとの考えであるのかお聞かせいただきたい。
塩釜民主商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・塩釜民主商工会として、インボイス制度はできれば実施してほしいと考えていることは事実であるが、周囲の事業者からはインボイス制度の登録の可否を判断する余地が欲しいとのことから、制度内容を充分理解できるような取り組みを行っていただきたいとの声が挙がっている。
総務教育常任委員	<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度は、事務作業のDX化・機械化に置き換えていく流れのなかの一環であると捉えているが、説明にあったように事務作業の負担が増加するのは間違いないことである。 ・国では制度内容についての理解促進のための取り組みや、インボイス制度を段階的に進めていくうえでの処置・施策がとられているが、そのあたりはどのように捉えているか伺いたい。また、理解を進めるという観点からどのようなことが必要であるか。

塩釜民主商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6年間の免税事業者からの仕入れに係る経過措置はあるが、納税者側に対しての配慮というものではない。 ・ 6年もあればインボイス制度に適応できるようになるのではとの考えもあるようだが、法として施行されれば、税務署の税務調査の対象となるため、事務誤りは許されないのが現状である。 ・ インボイス制度の登録をした事業者への軽減策については現状では見受けられず、激変緩和措置が検討されているが、内容は定まっていない。
総務教育常任委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塩釜民主商工会では、事業者の伝票の入力や決算書の提出、書類のチェックなどは行っているのか伺いたい。
塩釜民主商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士ではないため、帳簿の付け方など代行はしていないが、記帳会などを開催して支援はしている。また、塩釜民主商工会としては主にインボイス制度など税制度の理解を深めるための学習会・相談会を実施している。
総務教育常任委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで消費税増税などにより事業者は税負担の増加で商売を圧迫されてきた経過があり、今回、売上1000万円以下の事業者を抽出し、新たに課税することは更なる負担を強いることになるため、個人的にはインボイス制度は中止すべきと考えている。
総務教育常任委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢が高い方で健康維持のために商売している方のなかには、インボイス制度の実施により、廃業を検討している方もいると先ほど伺ったが、廃業による収入の低下は保険料等の負担増を招くことも考えられる。そのようなことも考え合わせ、国に意見を届けるべきではないかと考える。
総務教育常任委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業者のなかでインボイス制度の影響を受けない事業者はいるのか確認させていただきたい。
塩釜民主商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えばスナックなどで、接待交際がなく、一般客に対してのお酒の提供のみである場合などはインボイスを発行する必要はないだろうと考えている。しかしながら、消費税は末端

<p>総務教育常任委員</p>	<p>の消費者が支払うべきものであることから、例外が発生すること自体、制度の在り方に疑問を感じる。実施するのであれば、例外なく全てを対象とすべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知徹底が不十分とのことであるが、インボイス制度は今年10月からの開始であり、税務署や商工会議所では説明会を実施していることから、徐々に周知されていくのではないかと考えている。 ・商売していれば、基本的には申告のため帳簿は付けているものと考えているが、帳簿の作成についてどのように捉えているか伺いたい。
<p>塩釜民主商工会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者それぞれで記録の仕方は異なるが、事業を行っていれば帳簿は付けており、何もしていない事業者は存在しないと考えている。
<p>総務教育常任委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商売している限り日々の収入及び支出を記録し、確定申告を行うものである。そのため事業者にとって、一般的には帳簿の作成はあまり負担にならないのではないかと考えている。 ・請願文書表では今般の物価高騰により、事業者は厳しい状況に置かれていることから、インボイス制度の実施延期を求める旨が記載されているが、世界情勢の変化などの影響により生じた今回の物価高騰とインボイス制度は切り離して考えるべき問題だと捉えている。 ・インボイス制度の実施により廃業を検討している方もいるとのことであるが、商工会議所などでは事業者に対する様々な支援を実施している。現状では制度の実施前であり、廃業という段階には達してないのではないかと考える。 ・下請けなどの事業者間の取引においては、インボイス制度の登録事業者か否かで取引が断られる懸念を指摘されていたが、下請けを守る法律などもあることから、売り手と買い手の間では取引についての協議がされるものと考え。登録事業者か否かという点のみで取引が断られるということはないのではないかと考えている。

<p>塩釜民主商工会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願のインボイス制度の実施延期であるが、いつまで延期していただきたいのか伺いたい。 ・ いつまでという具体的な時期までは申し上げられないが、コロナ禍や物価高騰により収益が上がらず厳しい生活状況に置かれているなかで、インボイス制度を導入してさらに負担を強いることは誤りだと捉えている。 ・ 消費税における帳簿の記帳は所得税における帳簿の記帳と比較し、細分化されていることから個人事業主にとっては事務負担が大きいと考えている。 ・ インボイス制度の内容を充分に理解いただくためには、塩釜民主商工会だけでなく税務署や商工会議所においても周知徹底に励まなければ難しいと考えている。 ただし、税務署の説明会については、制度内容を読み上げるだけのものことから、より分かりやすく丁寧な対応にしていきたいと考えている。 ・ インボイス制度の周知徹底について税務署などで勉強会は行われているが、国では激変緩和措置や6年間の経過措置など次々と施策が打ち出されており、周知徹底が追いつかないのが現状である。むしろ国がインボイス制度の周知を遅らせているのではないかと感じており、実施延期すべきと考えている。 ・ インボイス制度の登録の有無により取引を取り止める可能性もあることから、制度の導入はこれまでの事業者間の付き合いや関係性を壊す恐れがあると感じている。 ・ インボイス制度の導入により廃業する事業者が増加すれば、塩釜市の活気が失われるのではないかと危惧している。 ・ 実施時期については、制度の内容を理解し、納得して登録の可否を事業者が判断できるような十分な期間を設けていただきたい。
----------------	---

<p>総務教育常任 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課税事業者や免税事業者との関係性など様々な話しを伺ってきたが、いつまで実施延期すれば良いのかという期間については、周知徹底さえすれば良いのかという思いがある。 ・インボイス制度は、消費税における免税制度の在り方や業者間の取引における消費税の転嫁の実態などの様々な問題が是正されて成り立つ制度ではないかと考えているが、その点についてはどのように捉えているか伺いたい。
<p>塩釜民主商工 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度とは関係しないが、従業員の給与を上げても消費税額は下がらないことから、中小企業にとっては従業員の給与を上げられない要因のひとつに消費税が上げられる。 ・消費税は、本来であれば消費者が納めるものであるが、税務署に代わって事業者が預かり、事業者が税務署に納めている。事業者は商売や所得税・法人税の納付など様々な業務を抱えており、インボイス制度という分かりにくいものを新たに増やすことでさらに負担をかけるのはいかがなものかと考えている。 <p>7. 閉 会 座長より、閉会が宣言された。</p>